

大阪府介護事業者等の複数名訪問支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、介護人材を安定的に確保・維持し、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備するため、在宅の介護事業者等に対し、利用者等による暴力行為等が認められる利用者宅への訪問に際して、複数名で訪問する必要がある場合に2人目に係る経費について予算の範囲内において補助するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅の介護事業者等 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 1 項に規定する訪問介護、訪問看護、同条第 24 項に規定する居宅介護支援、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防訪問看護、同条第 16 項に規定する介護予防支援又は同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業を行う事業者をいう。
- (2) 暴力行為等 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合をいう。
- (3) 利用者等 利用者又はその家族及び同居人をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、大阪府内において、次に掲げる事業を提供している在宅の介護事業者等とする。また、補助の対象となる訪問回数については、在宅の介護事業者等が介護報酬の算定される介護保険サービスを提供するため、利用者宅等へ複数名で訪問する場合のほか、知事が認める場合に限る。

- (1) 居宅介護支援(介護予防支援を含む。)
 - (2) 訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を含む。)
 - (3) 訪問看護(みなし指定及び介護予防サービスを含む。)
- 2 補助額は、補助単価(1回あたり2,550 円)に訪問回数を乗じて得た額を、次号に定める補助率を乗じて得た額とし、その合計額とする。ただし、100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助率は、2分の1とする。
- 4 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日からその属する年度の3月 31 日までとする。ただし、予算の範囲を超えた場合は、この限りでない。

(補助の要件)

第4条 次の各号のいずれにも該当する場合、補助するものとする。

- (1) 利用者等による暴力行為から従事者等の安全を確保するため、複数名の訪問によるサービスの継続が必要であること。
- (2) サービス提供記録、介護支援専門員や医師等の第三者の意見書等により、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- (3) 複数名の訪問によるサービスを行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難であり、介護報酬の加算等が適用できないこと(居宅介護支援事業及び介護予防支援事業を除く。)
- (4) 事業者は、介護報酬の加算を適用するために利用者等に同意の依頼を行うとともに、暴力行為等の解決に向けた取組や、被害軽減を図るための対応を行っていること。
- (5) 府が実施する従事者・管理者向けカスタマーハラスメントに関する研修について、前年度に受講していること又は当該年度に受講予定であること。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。なお、これにより規則第4条第1項による申請があったものとする。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りではない。

- (1) 交付申請書(様式1)
- (2) サービス提供記録、介護支援専門員や医師等の第三者の意見書等により、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、交付を決定した額、次条に規定する交付の条件その他必要な事項を、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し、補助金等の交付の状況を確認することがある。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第2項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事は、第6条の規定による補助金の交付の決定をした場合において、当該年度に補助

事業を実施されないことが明らかになった場合又は実施されなかった場合には、補助金の交付の決定の全部を取り消すこととする。

- (2) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び複数名による訪問が実施されたことが確認できる書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定から額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第4号）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

エ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内又は翌年度の4月 15 日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式2）

- (2) 大阪府が実施する事業所管理者向けカスタマーハラスメントに関する研修の受講が確認できる書類

- (3) その他知事が必要と認める書類

なお、大阪府が実施する事業所管理者向けカスタマーハラスメント研修について当該年度に受講予定である場合にあっては、当該研修の受講が確認できる書類については受講後速やかに提出すること。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第 13 条の規定によるその金額の確定後、交付する。

(経費等の内容変更及び中止承諾等)

第 10 条 規則第6条第1項第1号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、補助金の内容変更・中止承諾申請書(様式3)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の 20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

(決定の取消し)

第 11 条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令又はこの要綱による規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 知事が前条の規定によりこの交付の決定の全部を取り消した場合において、補助事業者は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 条 知事は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを知事の指定した期日までに納付しなかったときは、その期日の翌日から納付された日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 14 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費及びについて、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(検査)

第 15 条 知事は補助金の適正な執行のため、必要と認めたときは補助事業者に対して報告又は

関係書類の提出を求め、またはその職員に補助事業者の施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。